



NO. 469

2008. 11. 11

自治労横浜

☎663-3003

発行 黒沢 一夫

編集 矢向 恵子

かながわ

国際人権集会

12月1日(月)

神奈川公会堂

14日、区福祉保健センター人員交渉

10月10日の健康福祉局による区福祉保健センター各課・各職種総勢130名に及ぶ減員・嘱託化提案に対し、自治労横浜はこの間本部課題として組織を挙げて取り組み、各提案ごとに内容に即して質問書を提出し、当局の考え方や提案の裏づけを追及しています。これ

までのやり取りでは納得のいく説明は得られておらず、提案根拠が希薄といわざるを得ません。要は人件費削減のための露骨な正規減員・嘱託導入そのものであり、すでに区福祉センターで6百人以上いる嘱託職員をさらに120名増やし、1/3の賃金労働条件でまわして

いこうしているのでしょうかと思えません。減員提案に関わる現場の実態は、まず保険年金課では年金係はねんきん特別便の影響で年金記録の確認や納付相談、保険係は後期高齢者医療制度や特定検診業務でそれぞれ窓口来所者が増え、電話回線もパンク状

安易な正規職員の減員・嘱託化は認められない
労働条件の切り下げを意図した正規130人の大幅減員反対
 度重なる制度変更と繁忙の保険年金課の体制を整備せよ！
 保健師・社会福祉職等各職種の役割を踏まえ、
 露骨な嘱託切替えはやめよ！
 正規・嘱託職員の労働条件を改善せよ！
 職場実態を直視し、正規職員による長休代替制度の確立を

明12日、陳情行動で職場実態を訴える



態。一方サービス課では介護保険制度の不備や少子化の中での子育て不安、制度的諸問題が重なり、処遇困難ケースへの専門職対応の比重が増し、役割は益々重

要になっています。このように仕事も役割も減るところが増えているのに、いきなり減員ではやる気をなくし、職場のモチベーションは一気に下がってしまいます。明日12日には、こうした観点からそれぞれの業務に即した要求書を提出し、大衆陳情で現場の実情を声大にして明らかにしていくとともに、14日の交渉では要求実現に向けて全力で取り組みます。ご理解、ご支援をお願いします。

聡太郎（そうちゃん）に海外での心臓移植手術を！カンパにご協力を

市大病院の看護師中澤さん（横浜医従組合員）の長男「聡太郎（そうたろう）」（そうちゃん）は突発性拡張型心筋症と診断され、北部病院のICUに入院中です。助かるためには海外での心臓移植手術しか方法がないという難病です。保険が使えないため、滞在治療費、滞在費など1億6千6百万円という膨大な費用がかかります。

連合神奈川、自治労神奈川県本部はご両親、「そうちゃんを救う会」の呼びかけに応え、カンパに取り組みます。みなさんのご協力をお願いします。

「綱渡り」の職場実態解消へ 執行体制確立の取り組み本格化

自治労横浜では、欠員補充・増員要求実現・執行体制確立の取り組みを本格化させます。

今各職場では、慢性的な人員不足が放置されたまま、業務は過密になるばかり。さらに、何のためか良く分からないうような、調査報告が頻繁に求められ、過密な業務に追い打ちをかけています。

このような職場状況の中、精神的な病に罹る職員も増えていきます。まさに「綱渡り」というのが職場の実態。ここ数年の普通退職の増加は何よりもこの実態を表しています。

自治労横浜ではこのような職場状況を解消すべく、欠員補充はもちろんのこと、

各職場からの切実な増員要求に当局が応えるよう、取り組みを行なっています。今後、人事当局に対する

要請行動を行い、本庁や各支部での宣伝行動などに取り組み、要求の実現を図っていきます。

「このままでは介護現場はつぶれる」

「名ばかり管理職の過労労災ヘルパーの最低賃金問題」で交渉

福祉サービス協会労組

横浜市福祉サービス協会

の施設内で、課長補佐職という典型的な「名ばかり管理職」の女性職員が、朝、倒れているところを発見されました。脳内出血による後遺症が残り、家族が長時間労働による発症として労災申請を行い、認定されました。同時に協会に対し、

個人の賠償と課長補佐職に対する未払い残業代の精算を要求しました。

しかし、協会は労基署が認定した長時間労働について「確認できなかった」として、一切の責任を認めない強硬な姿勢を示しました。あまりに無責任な姿勢に対して、今後、法的手段など

「基本給を上げなくても手

自治労横浜本庁支部協議会

みかん狩り

11月15日(土)

集合

参加費

中学生以上 1,000円

小学生 500円

参加申し込みは各支部役員まで



で責任の所在を明らかにしていきます。

一方、神奈川県最低賃金が引き上げられたことに連動し、パート職ヘルパーの基本時給740円を770円に上げ、その分ヘルパー活動手当を9時間分カットする」という提案が協会から示されました。これに対して組合は、手当カットは認めないというビラをまくなど、抗議行動を行いました。すると今度は、一転して「基本給を上げなくても手

当などを時間換算すれば違法ではないので、提案を撤回する」と通告してきたのです。

ヘルパーの給与を上げたくないという、今回の提案と撤回騒動にはあきれ返るばかりです。11月13日に団体交渉を持ち、責任の追及と最低賃金引き上げに併せた給与アップを要求していきます。

(自治労横浜関連協議会・横浜市福祉サービス協会総合労働組合)